



鳥取県公報

平成 25 年 2 月 22 日 (金)
号外第 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (1) (財政課) 3
- ◇ 人委規則 職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (1) (給与課) 5
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (2) (〃) 6
- ◇ 企業局管 鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (1) (経営企画課) 7
理規程
- ◇ 企業局訓 鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令 (1) (〃) 13
令

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の元気・公共投資臨時基金及び海岸漂着物対策基金を新たに設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県地域の元気・公共投資臨時基金	地域における公共投資を円滑に実施し、防災対策、減災対策等の推進及び産業基盤、生活基盤等の整備を図るための経費に充てること。
鳥取県海岸漂着物対策基金	海岸漂着物の円滑な回収及び処理並びに発生の抑制を図り、もって海岸における良好な景観及び環境の保全に資すること。

(2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第1号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
35 と	高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、これらの者の生活を地域で支え合う活動の支援及び生活環境の整備を行うこと。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	35 と	高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、これらの者の生活を地域で支え合う活動の支援及び生活環境の整備を行うこと。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
36 鳥取県地域元気・公共投資臨時基金	地域における公共投資を円滑に実施し、防災対策、減災対策等の推進及び産業基盤、生活基盤等の整備を図る	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。					

	ための経費に充てること。								
37 鳥取県海岸漂着物対策基金	海岸漂着物の円滑な回収及び処理並びに発生の抑制を図り、もって海岸における良好な景観及び環境の保全に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第1号

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第3（第17条関係） 第1 略 第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準 (1)～(3) 略 (4) 職員が赴任又は帰住に伴う住所又は居所の移転をする場合において、 <u>条例第21条、第25条ただし書又は第26条第2項ただし書の規定により得られる移転料の額を移転のために現に支払った額を超えるときは、やむを得ない事情があると任命権者が認めるときに限り、これらの規定により得られる移転料の額の2分の3の額を限度として、現に支払った額に相当する額の移転料を支給するものとする。</u> (5)・(6) 略 第3 略	別表第3（第17条関係） 第1 略 第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準 (1)～(3) 略 (4) 職員が赴任又は帰住をする場合において、 <u>条例第21条の規定により得られる移転料の額を移転のために現に支払った額を超える場合であって、やむを得ない事情があると任命権者が認めるときは、同条の規定により得られる移転料の額の2分の3の額を限度として、現に支払った額に相当する額の移転料を支給するものとする。</u> (5)・(6) 略 第3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第2号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
八頭郡若桜町大字 菴米120番地	<u>若桜学園小学校菴米分校</u>	1級	東伯郡三朝町大字 福山279番地2	南小学校福山分校	2級
八頭郡若桜町大字 菴米120番地	<u>若桜学園小学校菴米季節 間分校</u>	1級	八頭郡若桜町大字 菴米120番地	若桜小学校菴米分校	1級
略			八頭郡若桜町大字 菴米120番地	若桜小学校菴米季節間分 校	1級
略			略		

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「若桜小学校菴米分校」を「若桜学園小学校菴米分校」に、「若桜小学校菴米季節間分校」を「若桜学園小学校菴米季節間分校」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正規定による改正後のへき地手当等に関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

企 業 局 管 理 規 程

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

第1条 鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（局長等の委任決裁事項）</p> <p>第6条 局長及び課長の委任決裁事項は別表第6に掲げる事項とし、事務所の長の委任決裁事項は別表第7に掲げる事項とする。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>局長の専決事項</p> <p>1～12 略</p> <p>13 告示、公告その他の公表（<u>第6条の規定により事務所の長に委任された事務を除く。</u>）</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">課長の共通</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td>専決事項</td> <td>2 軽易な許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分（<u>第6条の規定により事務所の長に委任された事務を除く。</u>）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	課長の共通	1 略	専決事項	2 軽易な許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分（ <u>第6条の規定により事務所の長に委任された事務を除く。</u> ）		3 略	略		<p>（局長等の委任決裁事項）</p> <p>第6条 局長及び課長の委任決裁事項は別表第6に掲げる事項とし、事務所の長の委任決裁事項は別表第7に掲げる事項（<u>発電所又は工業用水道の新設に係るものを除く。</u>）とする。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>局長の専決事項</p> <p>1～12 略</p> <p>13 告示、公告その他の公表</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">課長の共通</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td>専決事項</td> <td>2 軽易な許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	課長の共通	1 略	専決事項	2 軽易な許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分		3 略	略	
課長の共通	1 略																
専決事項	2 軽易な許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分（ <u>第6条の規定により事務所の長に委任された事務を除く。</u> ）																
	3 略																
略																	
課長の共通	1 略																
専決事項	2 軽易な許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分																
	3 略																
略																	

第2条 鳥取県企業局事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第5条関係）

局長の専決事項	<p>1 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下「請負対象設計金額」という。）が50,000,000円以上500,000,000円未満の工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更</p> <p>2 請負対象設計金額が10,000,000円以上100,000,000円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定</p>
---------	--

- 3 請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係る請負契約の締結の決定
- 4 鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号）第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (1) 第18条第1項の規定による見積書の提出の依頼のうち、請負対象設計金額が10,000,000円以上100,000,000円未満の工事に係るもの
 - (2) 第19条の規定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が10,000,000円以上100,000,000円未満の工事に係るもの
 - (3) 第22条の規定による請負契約の相手方の決定のうち、請負対象設計金額が10,000,000円以上100,000,000円未満の工事に係るもの
 - (4) 第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (5) 第30条第1項の規定による工事の監督の委託のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (6) 第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段又は第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (7) 第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段又は第40条の2第3項の規定による費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (8) 第39条第4項の規定による設計図書の訂正又は変更のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (9) 第40条前段の規定による設計図書の変更のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (10) 第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (11) 第41条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (12) 第42条第1項の規定による工期の短縮の請求のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (13) 第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の請求のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (14) 第42条第3項の規定による請負代金の額の変更又は費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (15) 第43条第5項の規定による請負代金の変更額の決定のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (16) 第45条第5項の規定による費用の負担の協議のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (17) 第48条第4項の規定による費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が200,000,000円未満の工事に係るもの
 - (18) 第49条第1項の規定による設計図書の変更のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (19) 第52条第1項（第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの
 - (20) 第57条第1項の規定による工事目的物の使用のうち、請負対象設計金額が

	<p>500,000,000円未満の工事に係るもの</p> <p>(21) 第57条第3項の規定による費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</p> <p>(22) 第58条第1項の規定によるかしの修補又は損害の賠償の請求のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</p> <p>(23) 第58条の2第1項の規定による損害金の支払の請求のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</p> <p>(24) 第69条第1項又は第70条第1項の規定による請負契約の解除のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</p> <p>(25) 第72条第7項の規定による物件の処分等の決定のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</p> <p>(26) 第72条第8項の規定による請負者の採るべき措置の期限、方法等の決定のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</p> <p>5 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 第21条の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 第27条の規定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係るもの</p> <p>(3) 第31条第1項の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係るもの</p> <p>6 契約の対象となる部分の金額（以下「契約対象金額」という。）が10,000,000円以上100,000,000円未満の土地、水面等の測量又は調査で工事に係るものの執行の決定</p> <p>7 契約対象金額が10,000,000円以上100,000,000円未満の設計又は監督の委託の決定</p> <p>8 鳥取県工業用水供給規程（昭和43年鳥取県企業管理規程第3号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第1項第2号の規定による給水の対象者となることの承認</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による給水の承認のうち、基本使用水量が1日当たり1,000立方メートル以上20,000立方メートル未満となる場合におけるもの</p> <p>(3) 第6条第2項の規定による給水の承認のうち、基本使用水量と特定使用水量の合計が1日当たり1,000立方メートル以上20,000立方メートル未満となる場合におけるもの</p> <p>(4) 第7条第2項において準用する第5条第2項又は第6条第2項の規定による使用水量の変更の承認のうち、変更する使用水量が1日当たり1,000立方メートル以上20,000立方メートル未満となる場合におけるもの</p>
経営企画課長の専決事項	<p>1 請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>2 鳥取県企業局財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 第33条第1項及び第2項の規定による措置の請求のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係るもの</p> <p>(3) 第59条第2項（第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係るもの</p>

	<p>(4) 第61条第2項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係るもの</p> <p>(5) 第66条第4項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係るもの</p> <p>(6) 第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係るもの</p> <p>(7) 第72条第1項の規定による工事の出来形部分の検査及び請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が50,000,000円以上の工事に係るもの</p> <p>3 契約対象金額が10,000,000円未満の設計又は監督の委託の決定（発電所又は工業用水道の新設に係るものに限る。）</p>
--	--

別表第7を次のように改める。

別表第7（第6条関係）

事務所の長の委任決裁事項	<p>1 事務所の職員（以下「所員」という。）に対する内国旅行（事務所の長が5日以上県外を旅行する場合を除く。）の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理</p> <p>2 所員（事務所の長を除く。）に対する休暇（年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等を除く。）又は職務に専念する義務の免除の承認</p> <p>3 災害等に際して、上司の指揮を受けるいとまがないときの臨機の処置</p> <p>4 事務所に係る資産の管理のうち輕易なもの</p> <p>5 期間が6月未満である埋立事業の造成土地に係る貸付け</p> <p>6 除草、清掃その他の施設の保全に関する事務の委託の決定</p> <p>7 土木工事の執行のための土地の取得若しくは使用若しくは地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利若しくは立木、建物その他土地に定着する物件の所有権若しくは所有権以外の権利の取得、使用若しくは消滅又はそれらに伴う損失の補償に係る契約の締結</p> <p>8 不動産の登記の嘱託</p> <p>9 1件の金額が5,000,000円未満の収入命令（別表第3経営企画課長の専決事項の項第11号に掲げるものを除く。）</p> <p>10 請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更で変更前の請負対象設計金額の5割を超えない範囲内のもの</p> <p>11 請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定</p> <p>12 請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>13 請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>14 鳥取県企業局財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの</p> <p>(2) 第18条第1項の規定による見積書の提出者の決定のうち、請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 第22条の規定による請負契約の相手方の決定のうち、請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの</p> <p>(4) 第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p> <p>(5) 第30条第1項の規定による工事の監督の命令</p> <p>(6) 第33条第1項及び第2項の規定による措置の請求のうち、請負対象設計金額が</p>
--------------	---

- 50,000,000円未満の工事に係るもの
- (7) 第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段又は第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- (8) 第39条第4項の規定による設計図書の訂正又は変更のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- (9) 第40条前段の規定による設計図書の変更のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- (10) 第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- (11) 第41条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- (12) 第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認
- (13) 第59条第2項（第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- (14) 第61条第2項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- (15) 第66条第2項の規定による工事の出来形部分等の確認
- (16) 第66条第4項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- (17) 第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- (18) 第72条第1項の規定による工事の出来形部分の検査及び請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- 15 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (1) 第21条の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- (2) 第27条の規定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- (3) 第31条第1項の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が50,000,000円未満の工事に係るもの
- 16 契約対象金額が10,000,000円未満の土地、水面等の測量又は調査で工事に係るものの執行の決定
- 17 契約対象金額が10,000,000円未満の設計又は監督の委託の決定（発電所又は工業用水道の新設に係るものを除く。）
- 18 予定価格が5,000,000円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が1,000,000円未満の機械又は器具の購入、借入れ及び修繕
- 19 1件の金額が50,000,000円未満の支出負担行為
- 20 1件の金額が50,000,000円未満の支出命令
- 21 鳥取県工業用水供給規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (1) 第5条第1項の規定による給水の申込みの受理及び同条第2項の規定による給水の承認のうち基本使用水量が1日当たり1,000立方メートル未満となる場合におけるもの

- (2) 第6条第1項の規定による給水の申込みの受理及び同条第2項の規定による給水の承認のうち基本使用水量と特定使用水量の合計が1日当たり1,000立方メートル未満となる場合におけるもの
 - (3) 第7条第2項において準用する第5条第1項又は第6条第1項の規定による使用水量の変更の申込みの受理及び第7条第2項において準用する第5条第2項又は第6条第2項の規定による使用水量の変更の承認のうち変更する使用水量が1日当たり1,000立方メートル未満となる場合におけるもの
 - (4) 第8条第1項の規定による給水施設の工事の承認並びに同条第2項の規定による給水施設の工事の完成検査申請書の受理及び検査
 - (5) 第9条第2項の規定による給水施設の検査
 - (6) 第10条第1項の規定による給水の制限及び停止
 - (7) 第11条第2項の規定による給水の適正を図るため必要な措置の命令
 - (8) 第12条の規定による使用水量の決定及び認定
 - (9) 第13条第1項の規定による水量メーターに異常がある旨の通知の受理
 - (10) 第16条の規定による利用の開始又は廃止の届出の受理
 - (11) 第19条の規定による給水の停止
- 22 次に掲げる事務のうち軽易なもの
- (1) 許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分（事務所の長に委任された事務に係るものに限る。）
 - (2) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促のうち知事の名において処理することが適当なもの以外のもの（事務所の長に委任された事務に係るものに限る。）
 - (3) 告示、公告その他の公表（事務所の長に委任された事務に係るものに限る。）
- 23 個人情報条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（事務所が管理している個人情報に係るものに限る。）
- (1) 第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長
 - (2) 第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものを除く。）
 - (3) 第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理（特に重要なものを除く。）
- 24 情報公開条例に規定する知事の権限に属する事務のうち、情報公開条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定で次に掲げるもの（特に重要なものを除き、事務所が管理しているものに限る。）
- (1) 全部開示の決定に係るもの
 - (2) 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするもの
- 25 会議の開催（事務所の長に委任された事務に係るものに限る。）
- 26 その他予算措置を伴わない軽易なもの

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第 1 号

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局文書管理規程（平成24年鳥取県企業局訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（経営企画課等の審査）</p> <p>第19条 次に掲げる起案文書については、前条第 1 項の規定による文書管理主任の審査に代えて、経営企画課の文書管理主任の審査を受けなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 鳥取県企業局公印規程（昭和38年鳥取県企業訓令第 2 号）第 3 条においてその例によることとされる鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第 21 号）第 9 条第 4 号に該当して同条の規定により押印しない<u>施行文書に係る起案文書</u>のうち、発信者の名義が知事であるもの</p> <p>（3） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（施行情報の確認）</p> <p>第22条 起案した職員は、鳥取県企業局公印規程第 3 条においてその例によることとされる鳥取県公印規程第 9 条の規定により押印しない場合を除き、前条の規定により作成した施行文書に公印を押印し、押印した施行文書をその公印を管守する所属の文書管理主任に提示しなければならない。</p> <p>2 起案した職員は、前条の規定により作成した施行文書が押印しないものであるときは、当該施行文書をその者が属する所属の文書管理主任に提示しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>（経営企画課等の審査）</p> <p>第19条 次に掲げる起案文書については、前条第 1 項の規定による文書管理主任の審査に代えて、経営企画課の文書管理主任の審査を受けなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 鳥取県企業局公印規程（昭和38年鳥取県企業訓令第 2 号）第 3 条においてその例によることとされる鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第 21 号）第 9 条第 4 号及び第 5 号に該当して同項の規定により押印を省略する起案文書のうち、発信者の名義が知事であるもの</p> <p>（3） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（施行情報の確認）</p> <p>第22条 起案した職員は、鳥取県企業局公印規程第 3 条においてその例によることとされる鳥取県公印規程第 9 条の規定により押印を省略する場合を除き、前条の規定により作成した施行文書に公印を押印し、押印した施行文書をその公印を管守する所属の文書管理主任に提示しなければならない。</p> <p>2 起案した職員は、前条の規定により作成した施行文書が押印を要しないものであるときは、当該施行文書をその者が属する所属の文書管理主任に提示しなければならない。</p> <p>3 略</p>

附 則

この訓令は、平成25年 2 月 22 日から施行する。